

建築指導課長
都市整備課長
空き家対策担当課長
生活環境課長
住宅課長
防災安全課長
殿

一般社団法人 日本経営協会
理事長 岡島 芳明

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

**特別措置法を踏まえた
実効性のある空き家対策と処分手続きの実務講座**

＜令和2年10月1日(木)・2日(金)＞

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本会事業活動には、平素より格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全国的に有効活用されていない空き家が増加している状況に対応し、平成27年5月に空き家対策特別措置法が全面施行されました。老朽化し倒壊の恐れなど危険性のある空き家に対して、一定の手続を経れば強制撤去などの法的措置がとれるようになりました。

そこで今回、上記特別措置法を踏まえ、実効性のある空き家対策と具体的な処分手続きについて理解を深めていただきたく標記講座を開催いたします。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

日 時：令和2年10月1日(木) 13:00～17:00
10月2日(金) 10:00～16:00
(12:00から受付)

講 師：秋法律事務所 弁護士 あきやま かずひろ 秋山 一弘 氏

会 場：日本経営協会内専用教室
(東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8)

参加料：会員(1名) 29,000円 } 31,900円
(負担金) 消費税 2,900円 }
一般(1名) 32,000円 } 35,200円
消費税 3,200円 }



- 申込方法：**①Web申込…本会ホームページ上の「セミナーお申込ボタン」を押し、必要事項をご入力下さい。
②FAXまたは郵送申込…裏面申込書に必要事項をご記入の上、下記へお送り下さい。
・受付次第、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡下さい。
・お申込みは開催日の3営業日前までをお願いいたします。
・本講座は、定員になり次第締め切らせていただきます。
- 入金方法：**参加料は、請求書にもとづき銀行振込にてお納め下さい。領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承下さい。
- キャンセル：**お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前(3営業日前まで)にご連絡下さい。
開催日の3営業日前～前日のキャンセルは参加料の30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。
なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承下さい。
- その他：**参加者が少数の場合、天災、その他の不可抗力の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

お申込み
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お問合せは平日の月曜日～金曜日の9：15～17：15にお願いいたします)

東京本部 公務研修グループ

〒151-8538 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

TEL(03)3403-1891(直) FAX(03)3403-1130

E-mail: tks@noma.or.jp URL http://www.noma.or.jp

▶プログラム◀

I はじめに

- 1 空家特措法成立の経緯・背景
- 2 空家特措法制定の意義
- 3 所有者等の責務と市町村の責務・役割との関係性
- 4 国による基本的な指針など
- 5 法の目的と用語の定義

II 空家等の発生に対する予防的対策

- 1 空家等対策計画の策定
- 2 協議会の設置と構成員
- 3 空家等に関する調査
- 4 所有者等の特定
(相続人が不明の場合等の対応を含む)
- 5 データベースの整備
- 6 所有者等への情報提供、助言その他必要な援助
- 7 空家等及び空家等の跡地の利活用
(空家バンク、不動産業界団体との協定など)
- 8 条例制定による対応
(法制定前の既存の条例との整合性を含む)
- 9 弁護士会との連携

III 特定空家等に対する具体的対応

- 1 判断基準の検討と策定
- 2 適切な認定判断を実施するための組織・手続き
- 3 措置実施に関する考え方
- 4 立入調査の必要性和限界
- 5 特定空家等に対する措置
 - (1) 相手方の確認(借地の場合など)
 - (2) 助言指導の方法
 - (3) 勧告の方法
 - (4) 命令の方法
 - (5) 行政代執行の要件と手続き
 - (6) 略式代執行の要件と手続き
 - (7) 過料(要件と手続きなど)
 - (8) 代執行の実例について
(除却、代執行費用の回収など)

IV 国・都道府県の役割

- 1 財政上・税制上の措置
- 2 市町村に対する援助

V その他の事項

- 1 他の行政関係法令との関係について
- 2 民法の関連条文の確認
- 3 今後の課題等について

講師紹介

秋法律事務所 弁護士 秋山 一弘(あきやま かずひろ)氏

早稲田大学政治経済学部経済学科卒業
 平成22年4月～平成25年3月 東京都町田市で特定任期付職員(法務担当課長)として勤務
 平成26年～ 日本弁護士連合会法律サービス展開本部自治体等連携センター委員
 平成28年～ 第二東京弁護士会行政連携センター部会副委員長、大田区特定個人情報保護評価第三者点検委員会委員
 平成29年～ 町田市特定空家等審議会委員、原子力発電環境整備機構情報公開審査委員会委員
 平成30年～ 東京都市町村研修所 民法をご担当(隔年)
 東久留米市行政不服審査審理員、多摩市街づくり審査会委員
 羽村市個人情報審議会委員、小金井市行政不服審査会委員

【著書】仲江利政=村田哲夫・編集 『Q&A 自治体職員のための個人責任(自治体法律顧問シリーズ)』、
 共著『Q&A 自治体のための空家対策ハンドブック』、自治体法制執務研究会編著『Q&A 実務解説 法制執務』

講座申込み：FAX (03) 3403-1130

60015852 『実効性のある空き家対策と処分手続きの実務』参加申込書

※NOMA記入

--	--	--	--	--	--	--	--

令和2年10月1日～2日

会員 一般(該当欄にレ印)

役所名		電話	()	内線		<ご連絡担当者>
		FAX	()			
所在地	〒					所属
フリガナ		フリガナ		フリガナ		氏名
参加者氏名	所属部課		経験	年	メールアドレス
		役職名		年数	ヶ月	
参加者氏名	所属部課		経験	年	
		役職名		年数	ヶ月	<通信欄>
参加者氏名	所属部課		経験	年	
		役職名		年数	ヶ月	

申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券・請求書の発送および参加者名簿の作成などの事務処理 ②本会主催のセミナー、展示会、通信教育などのご案内

②がご不要の場合は□にチェックしてください。—— □不要

(経験年数は、現在の部課での年数をご記入ください)